

## 感染症対策等を行った上での施設内療養に要した費用について

- ① 申請にあたり様式第4及び様式第5を作成いただき、積算内容シートとあわせてご提出ください。積算内容シートは、様式第4に入力いただくと自動で反映されます。
- ② 原則、様式第4に記載いただいた内容から算定した対象日数に1万円を乗じた額が申請額となります。
- ③ ただし、以下のいずれも満たす場合は、一人あたり1日1万円が追加されます。
  - ・令和4年1月9日以降のまん延防止措置等重点措置の期間内の施設内療養であること  
(本市では令和4年1月21日から令和4年3月21日までですが、国実施要綱の改正により、令和3年度では、令和4年3月末日まで追加補助の対象とします。令和4年4月1日から4月末日までの補助については、本市におきましては未定です。)
  - ・小規模施設等(定員29人以下)は、同一日に2人以上の施設内療養者\*がいること。  
大規模施設等(定員30人以上)は、同一日に5人以上の施設内療養者\*がいること。  
※施設内療養者とは発症後15日以内の者です。
- ④ ②、③から算定された申請額が様式第1の対象経費の欄に反映されます。
- ⑤ 選択されているサービス種別が【施設内療養】の対象外サービスである場合、「対象外」と表示されますのでご確認ください。